## 議案第28号

摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。 令和6年2月20日提出

摂津市長 森 山 一 正

## 提案理由

大阪府国民健康保険運営方針に基づく府内統一基準に基づき、国民健康保険の保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法等の改正に伴い、本条例を制定するものである。

## 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

摂津市国民健康保険条例(昭和44年摂津市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第362号」の次に「。以下「令」という。」を加え、「介護納付金 賦課額(同項第3号」を「介護納付金賦課額(同号」に改める。

第12条の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者 (法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る」を削り、同条第1号ア中「(一般被保険者に係るものに限る。)」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、大阪府」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同

じ。)に係るものを除く。)」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により

読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)」を削る。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「100分の8.94」を「法第82条の3第1項及び第3項の規定により大阪府が算定し、及び通知する市町村標準保険料率(以下「市町村標準保険料率」という。)のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率」に改め、同項第2号中「一般被保険者1人につき33,345円」を「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」に改め、同項第3号ア中「1世帯につき33,247円」を「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」に改め、同号イ及びウ中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、当該保険料率について速 やかに告示しなければならない。

第15条の2から第15条の4の2までを削る。

第15条の5中「又は第15条の2」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。以下同じ。)」を削り、「650,000円」を「各年度の保険料の賦課期日の前日において施行されていた令第29条の7第2項第9号に規定する額」に改め、同条を第15条の2とする。

第15条の5の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」 を削り、同条第1号中「であって、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る もの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中 「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削り、同条を第15条の3とする。

第15条の5の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に」を「被保険者に」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第15条の5の3を第15条の4とする。

第15条の5の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条を第15条の5とする。

第15条の5の5の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「100分の2.97」を「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」に改め、同項第2号中「一般被保険者1人につき10,584円」を「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」に改め、同項第3号ア中「1世帯につき10,574円」を「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、当該保険料率について速 やかに告示しなければならない。
  - 第15条の5の5を第15条の5の2とする。
  - 第15条の5の6から第15条の5の9までを削る。

第15条の5の10中「第15条の5の3又は第15条の5の6」を「第15条の4」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第20条第3項において同じ。)」を削り、「200,000円」を「各年度の保険料の賦課期日の前日において施行されていた令第29条の7第3項第8号に規定する額」に改め、同条を第15条の5の3とする。

第15条の6第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法 附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。 第15条の7に後段として次のように加える。

この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第15条の9第1項第1号中「100分の2.61」を「市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率」に改め、同項第2号中「介護納付金賦課被保険者1人につき19,552円」を「市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、当該保険料率について速 やかに告示しなければならない。

第15条の10中「170,000円」を「各年度の保険料の賦課期日の前日において施行されていた令第29条の7第4項第8号に規定する額」に改める。

第18条第1項中「国民健康保険法施行令」を「令」に、「、第15条の2、第15条の5の3若しくは第15条の5の6」を「若しくは第15条の4」に改め、「若しくは第15条の4」を削り、同条第2項中「、第15条の2、第15条の5の3若しくは第15条の5の6」を「若しくは第15条の4」に改め、「若しくは第15条の4」を削る。

第20条第1項中「又は第15条の2」を削り、「が650,000円」を「が第15条の2に規定する賦課限度額」に、「、650,000円」を「、当該賦課限度額」に改め、同項第2号中「290,000円」を「令第29条の7第5項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされた金額」に改め、同項第3号中「535,000円」を「令第29条の7第5項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされた金額」に改め、同条第3項中「又は第15条の2」を削り、「第15条の5の3又は第15条の5の6」を「第15条の4」に、「650,000円」を「第15条の2」に、「200,000円」を「第15条の5の3」に、「第15条の5の5第2項」を「第15条の5の2第2項」に改め、同条第4項中「又は第15条の2」を削り、「650,000円」を「第15条の2」に、「170,000円」を「第15条の10」に改める。

第20条の3第1項及び第2項第1号中「又は第15条の4」を削り、同条第3項中「又は第15条の4」を削り、「第15条の5の5第1項第2号又は第15条の5

の8」を「第15条の5の2第1項第2号」に改める。

第20条の4第1項中「国民健康保険法施行令」を「令」に改め、「又は第15条の2」を削り、「が650,000円」を「が第15条の2に規定する賦課限度額」に、「、650,000円」を「、当該賦課限度額」に改め、同条第2項中「又は第15条の2」を削り、「が650,000円」を「が第15条の2に規定する賦課限度額」に、「、650,000円」を「、当該賦課限度額」に改め、同条第4項中「又は第15条の2」を削り、「第15条の5の3又は第15条の5の6」を「第15条の4」に、「650,000円」を「第15条の2」に、「200,000円」を「第15条の5の3」に、「第15条の5の2第2項」を「第15条の5の2第2項」に改め、同条第5項中「又は第15条の2」を削り、「650,000円」を「第15条の2」に、「170,000円」を「第15条の10」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の摂津市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。